

令和5年5月11日

生徒及び保護者 様

高知県立嶺北高等学校長

5月8日以降の「発熱や咳等の症状がみられる者」の出欠の取扱いについて

若葉の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、学校における感染症対策にご協力いただきありがとうございます。

5月8日付け文書でお知らせしたとおり、医師により新型コロナウイルス感染症と診断された場合は出席停止の扱いとします。

なお、これまで発熱や咳等の症状がみられ欠席した場合に出席停止の取扱いとしていましたが、5月8日以降は下記の理由からこの取扱いは廃止となりました。

ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- ・当初、新型コロナウイルス感染症は感染経路や症状・治療等について解明されていないことが多くあり、政令の定めにより感染者への就業制限や入院勧告、外出自粛要請等、最も強い制限を行うことができる指定感染症とされ、検査や治療ができる医療機関も限られていました。
- ・このため、発熱等の症状があっても医療機関を受診し検査・診断を受けるまでに時間がかかってしまうことや特定の医療機関に患者が集中しひっ迫してしまうこと等の課題があり、実際に感染しているかどうかを判断することが困難な状態にありました。
このような状況から、学校における感染拡大を防ぐために、発熱等がある場合には新型コロナウイルス感染症の疑いがあると捉え、早めに安心して体調を整えられるよう、出席停止の扱いとしていました。
- ・5月8日以降は、感染症法上の取扱いも当初の制限が最も強い指定感染症からインフルエンザと同等の5類感染症に移行され、より幅広い医療機関で検査や診療が受けられるようになり、発熱等があった場合には、医療機関を受診し診断してもらうことが容易となりました。
- ・このことから、**「発熱や咳等の症状がみられる者」は出席停止ではなく欠席の扱い**となり、保護者や本人の意向により病院を受診して「新型コロナウイルス感染症」と診断されれば出席停止の扱いとなります。

高知県立嶺北高等学校

担当 教頭(小島) (TEL:0887-76-2074)